■「大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会運営要領」改正　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| （趣旨）  第１条　この要領は、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会規則（平成27年大阪府規則第40号）（以下「審議会規則」という。）第９条の規定に基づき、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会の運営に関し必要な事項を定める。 | （趣旨）  第１条　この要領は、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会規則（平成27年大阪府規則第40号）第９条の規定に基づき、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会の運営に関し必要な事項を定める。 |
| （会議）  第２条　　　　　　　　　　（略）  第２条の２　審議会規則第４条第２項に規定する会議の出席は、会議の開催場所への出席のほか、会長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステム（以下「ウェブ会議システム」という。）を利用した出席とする。  ２　ウェブ会議システムの利用において、映像の送受信ができなくなった場合、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、出席者に含めるものとする。  映像のみならず音声の送受信ができなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声の送受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。  なお、再度音声の送受信ができるようになった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、その時刻から会議に再び出席したものとみなす。  ３　ウェブ会議システムを利用し、審議会規則第５条の規定に基づき会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴く場合は、前項の規定を準用する。 | （会議）  第２条　会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。  ２　会長は、特に緊急の必要があると認めたときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。  （新設）  （新設）  （新設） |
| （委員の除斥）  第３条　　　　　　　　　　（略） | （審議の回避）  第３条　委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げるおそれがあるときは、審議に加わらない。 |
| （諮問及び答申等）  第４条　　　　　　　　　　 （略） | （諮問及び答申等）  第４条　審議会に対する諮問は、知事は文書をもって行い、かつ効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。  ２　審議会が知事に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。 |
| （議事録の作成）  第５条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。  　一　会議の日時及び場所  　二　出席者の氏名（ウェブ会議システムを利用して出席した者がある場合は、その旨）  　三　議題  　四　審議経過  五　議決事項 | （議事録の作成）  第５条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。  　一　会議の日時及び場所  　二　出席者の氏名  　三　議題  　四　審議経過  　五　議決事項 |
| （会議の公開）  第６条　　　　　　　　　　（略）  ２　前項の規定に基づき会議を非公開とする場合においては、ウェブ会議システムを利用し出席する者は、出席者以外の者に視聴させてはならない。 | （会議の公開）  第６条　会議は公開とする。ただし、会議において大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39条）第８条又は第９条の規定に該当する情報に関し審議する場合及び会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は非公開とする。  （新設） |
| 附　則  この要領は、平成27年５月１日から施行する。  この要領は、令和２年８月29日から施行する。 | 附　則  この要領は、平成27年５月１日から施行する。 |